

国海総第 4 5 6 号

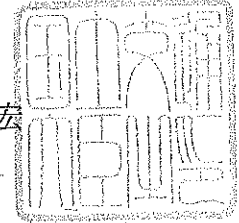
平成 2 3 年 2 月 2 1 日

交通政策審議会

会 長 佐 和 隆 光 殿

国土交通大臣

大 畠 章 宏



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 1 2 3 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

| 事業者名 | 住 所 | 事業所数 |
|------------|-----------------------|------|
| 東北海運産業株式会社 | 宮城県石巻市中央二丁目 1 番 1 6 号 | 1 |
| 旭海運株式会社 | 東京都港区海岸一丁目 9 番 1 8 号 | 1 |